

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱

一 平成 17 年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加

現行法の過疎地域に加え、現行法の考え方に即し、平成 17 年国勢調査の結果に基づき、以下の 1 及び 2 に該当する地域を過疎地域として追加すること。

(第 2 条第 1 項関係)

1 人口要件：以下のいずれかに該当すること。

(1) 昭和 35 年～平成 17 年の 45 年間の人口減少率が 33%以上であること。

(2) 昭和 35 年～平成 17 年の 45 年間の人口減少率が 28%以上で、
かつ、高齢者比率（65 歳以上）が 29%以上であるか、
又は若年者比率（15 歳以上 30 歳未満）が 14%以下であること。

*ただし、(1) (2) の場合、昭和 55 年～平成 17 年の 25 年間で 10%以上人口増加している団体は除く。

(3) 昭和 55 年～平成 17 年の 25 年間の人口減少率が 17%以上であること。

2 財政力要件：平成 18～20 年度の 3 カ年平均の財政力指数が 0.56 以下等であること。

二 地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

過疎地域自立促進方針（都道府県）、過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域自立促進都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けを廃止するとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す等の所要の措置を講ずること。

(第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 15 条関係)

三 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充

1 過疎対策事業債の対象の追加

① 過疎対策事業債の対象となる施設に、①認定こども園、②図書館、③自然エネルギーを利用するための施設、を追加するとともに、小中学校の校舎等について統合要件を撤廃すること。

(第 12 条第 1 項関係)

② 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として市町村計画に定めるもの（基金の積立てを含む。）の実施に要する経費について、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して定める額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とすること。

(第 12 条第 2 項関係)

2 減価償却の特例の拡充

国税（所得税・法人税）に係る特別償却を行うことができる事業のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加すること。

(第 30 条関係)

3 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業を追加すること。(第 31 条関係)

四 失効期限の延長

現行の過疎地域自立促進特別措置法の失効期限〔平成 22 年 3 月 31 日〕について、6 年間の延長を行い、平成 28 年 3 月 31 日とすること。(附則第 3 条関係)

五 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成 22 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、「四 失効期限の延長」に係る改正は、公布の日から施行すること。(改正法附則第 1 条関係)

2 関係法律の改正等

関係法律の改正その他所要の規定の整備を行うこと。